

<意見内容区分> 1 第1章 はじめに 2 第2章 アレルギー疾患の現状 3 第3章 アレルギー疾患対策の課題 4 第4章 アレルギー疾患対策推進のための施策 5 第5章 推進体制 6 計画全体に関する意見 7 その他(感想・質問等)
--

<反映区分> A 計画改定案に反映しました。 B 計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策は 既に取り組んでいます。 C ご意見の趣旨は今後の施策の参考とします。 D 計画改定案に反映できません。 E その他(感想・質問等)

神奈川県アレルギー疾患対策推進計画 パブコメ期間:12月15日～1月14日

意見 No	内容区分	意見要旨	所管課 1	所管課 2	反映区分	県の考え方(案)
1	7	特に意見はない。	健康増進課		E	
2	4	「アレルギー疾患患者等を支援するための環境づくり」に求めることは、食物アレルギーが発症するのは乳幼児期が圧倒的に多いため、保健所の担うべき役割が大きいと感じている。しかし乳児検診時に行われる保健指導はここ何年も更新されていない状況である。症状を早期に見つけ受診に繋げることでぜん息やアトピーなど長く投薬治療を行う疾患では医療費削減にもなるのではと思う。この分野の研修体制を重点的にお願いしたいと思う。	健康増進課		A	御意見を踏まえて、「施策の柱3(1)アレルギー疾患患者を支援する者の人材育成」の研修にかかる記載に「乳幼児等の保健指導」を追加しました。アレルギー疾患にかかる乳幼児健診実施時の保健指導については、今後、県・市町村職員等を対象とした「アレルギー疾患患者の支援者研修」のテーマや内容の検討の参考とさせていただきます。
3	4	「発症・重症化予防や症状の軽減のための取組みの推進」でアレルギー疾患に関する情報提供・普及啓発としているが、東京都福祉保健局の東京都アレルギー情報navi.のようなまとまったページがなく(私が知らないだけならすみません)情報があちこちに散らばっている印象である。各都道府県ごとに作る必要がないのであれば講演会情報を含めたリンク集を集めたページだけでもあると患者はアクセスしやすいかと思う。	健康増進課		B	これまでも、アレルギー疾患についてリンク集を含めたホームページにより情報提供してきましたが、今後は、市町村や患者団体、医療機関等と連携して、県内の講演会情報を取りまとめる等、県のホームページの充実を図ってまいります。
4	4	アレルギー疾患専門医療機関として多くの病院が記載されている。それぞれの病院でご専門の先生はおられるかと思うが、医療機関としては温度差があるかと思う。神奈川県にはかなりの日本アレルギー学会専門医がおられるので、例えば日本アレルギー学会の専門医(人数が多すぎる場合には指導医)に直接、意見を求めるなどの方法も考慮されてはと思う。今回のパブリックコメントもそうだが、施設経由では連絡が来るのにも時間もかかり、その重要性も伝わりにくいかと思う。施設経由だけでなくアレルギー学会の許可を得て、専門医に声をかけることにより、この分野の推進に興味をもっている医師により積極的な役割を果たしてもらえるようになるのではと思った。	健康増進課		B	県アレルギー疾患対策推進協議会に県拠点病院や大学病院、診療所のアレルギー専門医に参画いただき、意見を伺っております。今後、必要に応じて、日本アレルギー学会の協力等をいただきつつ、さらに専門医、指導医等の意見を県の施策に反映してまいります。
5	4	専門医師の育成についても拠点病院だけではご負担が大きい気がする。近年、アレルギー疾患も多岐にわたり、また難治性のもも増加しているので、十分に対応するには、大学病院など日本アレルギー学会指導医施設にはより積極的な役割を依頼されても良いかと思った。	健康増進課		C	今後、病診連携の推進に向けて、県拠点病院等と連携して診療所等の医療機関向けの研修等を企画、実施する際に参考とさせていただきます。
6	4	「アレルギー疾患に対応できる医療機関・専門医の情報提供」だけ「医学的根拠に基づいた」という表現になっている。その他の部分と同じ「最新の科学的知見に基づいた」と表現を統一してはいかかか。	健康増進課		A	御意見を踏まえ、11ページの記載を以下の通り修正しました。 『最新の科学的知見に基づいた』
7	4	「ガイドラインやマニュアルの周知」に記載されている指針やガイドラインに収載の集団生活における患児情報の把握文書(生活管理指導表)の活用をして頂きたいと思う。文書料は令和4年4月より保険収載された。行政から医療者には、最新の知見に基づく診断による作成の助言を。1年に1回更新が必要なこの文書は、患者にとってはアレルギー疾患の治療の見直しや食品除去解除の確認にも繋がる。対応が真に必要な見の把握ができれば、貸し出しのエピペントレーナーによる研修も実りあるものとなるであろう。	健康増進課		C	「行政から医療者には、最新の知見に基づく診断による作成の助言を」とありますが、今後、県拠点病院等と連携して診療所等の医療機関向けの研修等を実施してまいりますので、御意見を参考に、生活管理指導表の最新の知見に基づく診断による作成といった研修内容を盛り込めるか検討させていただきます。
8	4	HP等での情報の提供、周知、啓発に、公式SNSも活用して頂きたい。アレルギーポータル(厚労省・日本アレルギー学会)へのリンクも合わせて啓発して頂きたい。	健康増進課		C	アレルギー疾患に関する周知啓発に、県の公式SNS(かながわキントロウ)等の活用を検討してまいります。併せて、「アレルギーポータル」とのリンクを県ホームページに掲載しておりますが、更なる周知等が可能か検討してまいります。
9	4	令和3年3月に、厚労科研にて患者・行政・医療従事者に向けた冊子「災害におけるアレルギー疾患の対応」が作成された。各対象へ大規模調査を実施し、実態の把握と情報や課題を整理し、対応を検討・提案している。その中で行政に求める対応は、平時では対応食品の備蓄/備蓄食品の情報公開/自助の啓発(薬のローリングストック含む)、被災時は/炊き出しについて/アレルギーを伝えるツールの活用/支援品の分配について、それぞれ準備が必要と記載している。「アレルギー患者は要配慮者である」(避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 平成25年内閣府)ことの啓発もぜひ含めて頂きたいと思う。	危機管理防災課	医療危機対策本部室	B	県は、市町村が避難所開設・運営を行う上での参考となるよう、避難所運営上の課題や避難所で生活を送る上で配慮が必要な事項と、それらの事項への対処方法などを明記した「避難所マニュアル策定指針」を作成しています。この指針において、要配慮者の定義に「アレルギー等の慢性疾患を有する者」を明記するとともに、食物アレルギー対応食品の備蓄、備蓄場所や備蓄内容の住民への周知について明記しています。 また、市町村における要配慮者支援の取組を促進するため「災害時における要配慮者支援マニュアル作成指針」を作成しています。この指針において、「アレルギー疾患患者については、ぜん息発作の原因となるほこりやダニ等避けることや、アトピー性皮膚炎を悪化させないよう、皮膚を清潔に保つことが重要なため、避難所における生活環境の管理や改善に配慮が必要である」ことや「食物アレルギー患者に対しては、アレルギー用ミルク、離乳食、食品を優先的に確保するよう努め、一般の食糧物資と区分して管理し、優先的に配布する必要がある。」ことなどを明記しています。これら指針について、市町村への啓発に取り組んでいます。

意見No	内容区分	意見要旨	所管課1	所管課2	反映区分	県の考え方(案)
10	6	患児が何よりも求めているものは友達の理解である。友達が理解して受け入れてくれることである。理解が十分でないと、いつまでも好奇心の対象になる。私達は10年以上の患者会活動を通じて、そのような声を沢山聴いてきた。大人社会では啓発が進んでいる食物アレルギーだが、ぜひこれからは学級啓発等、子ども達への直接的な働きかけも施策に取り入れていただけたら嬉しい。	健康増進課	保健体育課	A	患者やその家族のみではなく、患者を取り巻く社会の理解促進について、第3章課題の1(1)「アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及」に、「また、アレルギー疾患患者は、学校や職場等で社会生活を行いながら、治療等に取り組んでおり、周囲の方がアレルギー疾患について正しい理解を深めるよう、普及啓発を行うことが必要です。」と明記し、施策の柱1(1)に「学校や職場等で患者と接する周囲の方」の理解促進について記載しました。 「食物アレルギー緊急時対応研修」において、教職員や保育士等に対して、食物アレルギーや緊急時の対応にかかる知識のみならず、学校や保育園等における周囲の児童、生徒の理解の重要性についても内容に含めており、御意見を参考に、引き続き研修内容を充実させていきます。 なお、学校等の現場においては、アレルギー疾患をもつ児童生徒の中には、友達に理解してもらいたいと思う児童生徒がいる一方で、自身の疾患を他者に知られたくないと考える児童生徒もいるため、一律的な対応ではなく、個々のケースに応じた配慮及び取組が必要と考えています。 食物アレルギーについての学習は、家庭科、保健体育科等の教科や特別活動を通じて位置付けられていますので、引き続き、学習指導要領に基づいた学習機会の担保に努めていきます。 また、施策の柱1(1)に「学校や職場等で患者と接する周囲の方」の理解促進について明記しました。
11	4	施策の柱を3本としてとてもわかりやすいものになっている。ただこれら掲げられた柱が充実したものになるように、さらに掘り下げた実施計画が伺いたかった。	健康増進課		C	実施計画の作成予定はありませんが、頂いた意見を個別の事業に反映し、県のアレルギー疾患対策事業を充実してまいります。
12	4	乳幼児健診時にアレルギー性疾患の有無と相談を健診項目に追加してほしい。 また、母子手帳には専門医療機関名が記述されることが望ましい。	健康増進課		D	乳幼児健診の検査項目は国が示す項目に沿って市町村が実施しており、県として項目を追加することは困難です。 また、母子健康手帳は市町村が作成、配布しており、疾病も多岐にわたる中で、アレルギー疾患の専門医療機関名を記述することは難しいですが、引き続き、県のホームページで拠点病院や、専門医療機関の情報を提供してまいります。
13	4	医療の隔たりが無いように広い範囲での成人向けアレルギー科の新設出来ればと考える。	健康増進課		D	県が主導して成人向けアレルギー科を病院に新設することは難しく、計画への反映は行えませんが、引き続き、国中心拠点病院、県拠点病院、大学病院や専門医療機関、診療所等が連携した医療提供体制の充実に取り組んでまいります。
14	4	乳幼児健診や保健師相談などで、アレルギー疾患のある方々が繋がれるように保護者へ患者会を紹介するなど、気軽に連携を取れると良い。	健康増進課		A	御意見を踏まえ、19ページの記載を以下の通り追加しました。 「患者やその家族が、当事者同士で治療等にかかる知識や経験を共有し支えあえるよう、患者会の情報をホームページ等で提供していきます。」
15	4	アレルギー週間に、神奈川県アレルギー協会と共に一般市民を啓発する大きなイベントを立ち上げてほしい。例えば(赤レンガ倉庫を使ったの著名人含みイベントでのとか?)	健康増進課		C	著名人を含めた大きなイベントの実施は予算の制約もあり困難ですが、一般市民への啓発について参考とさせていただきます。 また、患者やその家族のみではなく、患者を取り巻く社会の理解促進について、施策の柱1(1)に「学校や職場等で患者と接する周囲の方」の理解促進について明記しました。
16	4	企業の職場環境を管理する部署及び産業医への啓発活動を行ってほしい。 (成人の職場での相談などが出来る環境整備のため(特にアトピー性皮膚炎やぜん息など周囲の意識が患者の心理に影響する疾患について))			C	産業医への直接の啓発活動は、機会等が無く難しいですが、県が行う地域・職域連携事業等を通じて、企業において社員の健康管理に関わる団体等に周知啓発が可能か検討してまいります。
17	4	成人の患者本人が推進協議会に参加することがのぞましい。	健康増進課		C	協議事項等の必要に応じて、県アレルギー疾患対策推進協議会にオブザーバー参加等を求め、また機会をとらえて患者会等の意見を伺い、施策に反映してまいります。
18	4	救命講習と同様に、エピペンを教職員全員が当然のように使えること、食物アレルギーを命の危険性のある疾患として認識することが、子ども達の命を守るために重要と考える。 (食物アレルギーの児童生徒が在籍する教育機関において、年1度の講習の受講とエピペン講習の受講を義務化してほしい。エピペンは、そばにいる教師が早急に使用する必要があり、担任や養護教諭だけでなく、校内の誰でもが知識があり、すぐに使用できれば意味がない。)	健康増進課	保健体育課	B	食物アレルギー緊急時対応研修を実施し、教職員等の食物アレルギーに関する知識やエピペン使用などの緊急時の対応について、周知徹底を図ってまいりましたが、引き続き取り組んでいきます。 さらに、県教育委員会では、希望する県内の学校等に対して、団体が開催した研修を収録したDVD「アナフィラキシー対策とエピペンの扱い」やエピペントレーナーを貸し出し、校内の研修会に役立てていただいております。 また、県立学校及び市町村教育委員会に対して、令和4年4月に学校における食物アレルギー対応研修が充実したものになるよう依頼しており、今後も毎年4月に全教職員が緊急時に適切に対応できよう研修会の充実及び校内研修に役立つ資料の貸出、活用等について周知してまいります。